

高松市住宅耐震対策事業の手続きの流れ(耐震診断)

事業主体 (高松市)

申請者 (所有者等)

- ・ 建築時期など要件の確認
- ・ 今後の手続き方法など説明

事前相談・問合せ

所定の講習を受けた
建築士に依頼

見積書徴収

補助金の申請
(交付申請)

交付決定

診断業務の契約

診断着手

(交付変更申請)

診断完了

完了実績の報告

完了検査

交付指令

補助金の請求

補助金の支給

受理

(審査後)

受理

診断の結果、倒壊する危険性があると判定された住宅については、引続き、耐震改修工事等も行うよう指導

受理

※契約はしないこと

◆ 所定の申請書に、必要な書類を添付し提出

- ① 申請書
- ② 住宅の所有者や建築年を証明できる書類
- ③ 各階平面図(写真)、附近見取図
- ④ 耐震診断費の見積書の写し
- ⑤ 滞納無証明書 など

◆ 補助事業の内容を変更するときは必要な書類を添付し提出
※変更契約の前に提出

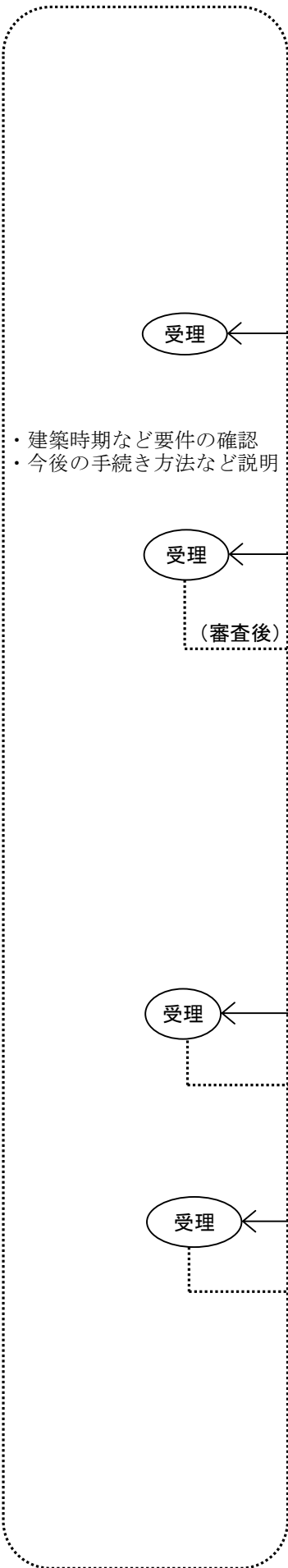
◆ 診断完了後20日以内に必要な書類を添付し提出

- ① 完了実績報告書
- ② 耐震診断報告書(計算書共)
- ③ 業務委託契約書の写し
- ④ 領収書の写し
- ⑤ 配置図、各階平面図
- ⑥ 調査等の写真(2~3枚)

高松市住宅耐震対策事業の手続きの流れ(耐震改修工事等)

事業主体 (高松市)

申請者 (所有者等)



事前相談・問合せ

耐震診断未実施の場合

所定の講習を受けた建築士に診断の依頼・実施
*診断に関する補助も設けております。
(診断補助フロー参照)

耐震診断済の場合

◆申込書について

・「実施設計」を補助対象とする場合は、設計契約をする前に必ず提出してください。
・工事費のみを補助対象とする場合は、省略できます。

受理

補助金の申込書

※1 申込書の提出以後、「実施設計」の設計契約を行うこと
※2 「工事」の請負契約はしないこと

工事費の見積り依頼、実施設計など

受理

補助金の申請 (交付申請)

◆所定の申請書に、必要な書類を添付し提出
①交付申請書
②耐震診断報告書 (計算書共)
③図面 (配置図・各階平面図・立面図または断面図)
④補強計画計算書 (N値計算採用の場合はN値計算書共)
⑤改修工事内容が確認できる図書 (改修計画図、カタログ等)
⑥耐震改修費の見積書の写し
⑦滞納無証明書
⑧住宅の所有者や建築年を証明できる書類
⑨附近見取図 など
(⑦⑧⑨は同年度内に診断の補助を受けている場合は不要となります。)

(審査後)

交付決定

工事請負契約

工事着手

(交付変更申請)

工事完了

受理

完了実績の報告

◆補助事業の内容を変更するときは必要な書類を添付し提出
※変更契約の前に提出

完了検査

交付指令

受理

補助金の請求

◆工事完了後20日以内に 必要な書類を添付し提出
①完了実績報告書
②耐震改修工事結果報告書
③工事請負契約書の写し
④領収書の写し
⑤工事施工写真 (改修前後がわかる写真) など

補助金の支給

※改修内容によっては上記以外の添付資料が必要となる場合があります。

一部の悪質な訪問販売事業者による被害が発生していますので、ご注意ください!
ご不明な点は、ご相談ください。